

[収集運搬・処分用]
産業廃棄物処理委託契約書

平成 年 月 日

排出事業者 (甲)

住所
名称
代表者

処理業者 (乙)

住所 神奈川県厚木市三田2468番地
名称 有限会社 大成産業
代表者 代表取締役 杉崎 隆一郎

収集運搬業許可番号 (積込み場所)

(荷下ろし場所)

(許可都道府県政令市名) ()

1412009090

(神奈川県)

許可品目

燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	ゴムくず	金属くず
ガラスくず及び陶磁器くず		鋳さい	がれき類	ばいじん	紙くず	木くず	
繊維くず	動植物性残さ	動物のふん尿	動物の死体	その他()			
特別管理産業廃棄物							

処分業許可番号

1422009090

(許可都道府県政令市名) (神奈川県)

上記排出事業者甲(以下、「甲」という。)と処理業者乙(以下、「乙」という。)は、甲の事業所から排出される産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物(以下、「廃棄物」という。)の収集運搬又は処分(以下併せて「処理」という。)に関して、次のとおり契約を締結する。甲と乙とは、本書を1通作成し、甲、乙は各々記名押印の上、甲は本書を保有し、乙は写しを保有する。

(乙の事業範囲及び許可証の添付)

第1条 乙の事業範囲は別表1のとおりであり、乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを添付する。
尚、許可事項に変更があったときは、乙は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本書に添付する。

(廃棄物の種類及び数量)

第2条 甲が、乙に処理を委託する廃棄物の種類及び予定数量は、別表1のとおりとする。

(収集運搬・処分料金及び支払い)

第3条 甲の委託する廃棄物の処理業務に関する契約金額(以下「契約単価」という。)は、別表1のとおりとする。
但し、これによりがたい場合は、甲乙合意の上、1回あたりの単価にすることができる。

2 甲は、産業廃棄物管理表(以下、「マニフェスト」という。)の写し、若しくは乙の発行する請求書の受領等により、乙が廃棄物を確実に処理したことを確認したときは、乙に料金を支払う。但し、具体的な支払方法について条件の異なる場合には別途書面にて取り交わすものとする。

3 契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改訂することができる。

4 甲の委託する廃棄物の処理業務についての消費税等は、甲の負担とする。

(積替・保管)

第4条 乙は、甲から委託された廃棄物が積替及び保管施設を経由し処分業者の事業場へ搬入する場合は、別表2のとおりであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。関連する政令省令と併せて以下、「法令」という。)に定める保管基準を遵守し、かつ、第7条で定める契約期間内に確実に処理できる範囲で行う。

(マニフェスト)

第5条 甲は、委託する廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引取を一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め修正内容を確認の上、委託物を引き取ることをとする。

2 乙は、廃棄物を乙の事業場に搬入の都度、マニフェストB1(収集運搬業者保管)票、B2(運搬終了)票、C1(処分業者保管)、及びD(処分終了)票に必要事項を記載し、B2(運搬終了)票を運搬終了日から10日以内に甲に送付するとともにB1(収集運搬業者保管)票を保管する。また処分が完了したときは、乙はC1(処分業者保管)票及びD(処分終了)票に必要事項を記載した後、D(処分終了)票を処分終了日から10日以内に甲に送付するとともに、C1(処分業者保管)票を5年間保存する。

3 乙は、本契約に係る廃棄物の最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときは、甲から交付されたマニフェストE(最終処分完了)票に最終処分の場所の所在地及び最終処分を終了した年月日を記入するとともに、そのマニフェストに係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、10日以内にE(最終処分終了)票を甲に送付する。

4 甲は、乙から送付されたマニフェストB2(運搬終了)票、D(処分終了)票及びE(最終処分終了)票を、A(排出事業者保管)票とともに5年間保存する。

(最終処分の確認)

第6条 甲及び乙は、当該廃棄物に係る最終処分の場所の所在地(住所、地名、施設の名称など)、最終処分の方法を、別表1の最終処分欄に記載する。

2 乙は、甲に対し中間処理後の最終処分の場所等について必要な情報を提供しなければならない。甲は乙と最終処分業者等との間で交わしている委託契約書、マニフェスト(又は受領書等)及び許可証の写し等により、最終処分等の場所の所在地・名称、方法の確認を行うこととする。尚、最終処分の場所等に変更が生じた際は、乙は遅滞なく甲に通知し、必要な情報を本書に添付しなければならない。

(契約期間)

第7条 この契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

但し、期間満了の1ヶ月前までに、当事者の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがないかぎり同一条件で更新されたものとする。その後も同様とする。

2 甲及び乙は契約書及び契約書に添付される書面を契約終了後から5年間保存する。

(法令等の遵守)

第8条 乙は、法令、関係法令及び行政指導等を遵守して、廃棄物の処分を行わなければならない。甲もまた、排出事業者としての法令等を遵守しなければならない。

(甲の義務と責任)

第9条 甲は、廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、予め書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 廃棄物の発生工程

イ 廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発性性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には含有マーク表示に関する事項

カ その他取扱いの注意事項

2 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用の観点から、委託する廃棄物の性状等の変更があった場合には乙に速やかに書面をもってその内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずる恐れがある場合の性状等の変動幅は製造工程又は廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり甲は乙と通知する範囲について、予め協議の上定めることとする。乙の業務に支障を生じた場合、甲は処理料金の支払い義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。

3 甲は、委託する廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引渡す容器等に表示する(環境省「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)の「容器貼用ラベル」参照)。

4 甲は、第7条に定める契約期間内に、別表3の上欄の廃棄物について、その下欄に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年環境庁告示第13条)による試験を行い、分析証明書を乙に提出しなければならない。

(乙の義務と責任)

第10条 乙は、甲から委託された廃棄物を、乙の事業場における受入れから処分の完了まで、法令等に基づき適正に処理しなければならない。この間に発生した事故については、甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。2 乙は甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出しなければならない。但し、業務終了報告書は、マニフェストD(処分完了)票をもって代えることができる。

3 乙はやむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲のおける影響が最小限となるようにしなければならない。

(業務の調査等)

第11条 甲は、この契約に係る乙の廃棄物の処理が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するため、乙に対して、当該処理の状況に係る報告を求めることができる。

(再委託の禁止)

第12条 乙は、甲から委託された廃棄物の処理業務を他人に委託してはならない。ただしあらかじめ甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、処理業務を再委託することができる。

(内容の変更)

第13条 甲及び乙は、契約単価、契約期間、予定数量及び最終処分場所の変動等については、甲乙で協議の上、変更内容を書面で定め、その書面を本書に添付する。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る機密事項を第三者に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第15条 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれか、又は法令の規定に違反したとき、及び次の号のいずれかに該当する事由が発生した場合には、何等の催告を要することなく、直ちにこの契約を解除することができる。

監督官庁より営業の取消、又は事業の全部若しくは一部の処分停止を受けたとき。

甲、乙が振り出した手形若しくは小切手が不渡りとし又は支払停止の状態に至ったとき。

民事執行(競売を含む)の申立又は公租公課につき滞納処分を受けたとき。

破産、民事再生、会社整理、特別精算、会社更生の申立を受け又は自らこれらの申立をしたとき。

資産状況について極度の悪化又は信用力の低下又はその恐れがあると認められるとき。

2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。但し、甲が甲の帰すべき事由によってこの契約が解除された場合、乙は甲に対し、甲の責に帰すべき事由による損害の賠償を請求するとともに、乙のもと未処理の廃棄物を甲の費用をもって引き取る事を要求し、若しくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬費用も請求することができる。

(協議)

第16条 甲及び乙は、この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

別表1 (第1条、第2条、第3条、第6条関係) 【末文へ】

別表2 (第4条関係)

運搬の最終目的地の所在地	神奈川県厚木市三田2468番地		
積替・保管を行う		積替・保管を行わない	
積替・保管施設の所在地		積替のための保管上限	
搬入できる廃棄物の種類		添付許可証範囲内	
安定型産業廃棄物であるときは、積替・保管場所において他の廃棄物と混合することの許否		混合する	混しない
安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替・保管場所において手選別を行うことの許否		手選別をする	手選別しない

別表3 (第9条関係)

産業廃棄物の種類			
提示する時期又は回数			

注：上記分析証明書の提示については、法令上定められているものの外、委託する廃棄物によって必要とみとめられる場合に提示するものについて、記入する。

協議事項	マニフェストD票 受領済印	マニフェストD票 処分完了印	マニフェストE票 確認印